

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における

主な改定内容について

(施設系・居住系サービス)

施設入所支援における

令和6年度報酬改定内容について

障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の

の向上

① 感染症発生時に備えた平時からの対応

<運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等(障害者支援施設、グループホーム、(福祉型)障害児入所施設)について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関(*)と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

<報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①~③の要件を満たしている場合に評価。(Ⅰ)
 - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
 - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
 - 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。(Ⅱ)
- (*)協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 単位/月
障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 単位/月

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。
- ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

【新設】 振興感染症等施設療養加算 240 単位

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し(地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認)

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位



【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】 地域移行促進加算(Ⅱ) 60 単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】 地域移行支援体制加算

例: 利用定員が 41 人以上 50 人以下、区分6の場合 9 単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受け入れ体制の強化

【重度障害者支援加算(生活介護・施設入所支援)】

- 区分6以上行動関連項目 10 点以上の報酬区分を新設する。

- 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする(体制加算部分は廃止)。

【現行】

基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者 1 人(4時間程度以上)につき、利用者5人まで算定可

【見直し後】

生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が 20%以上

【重度障害者支援加算(短期入所)】

○区分4,5の報酬区分を新設する。

○標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する(基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止)。

【重度障害者支援加算(共同生活援助)】

○共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算(共通)】

○生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
生活介護・施設入所支援				
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

	区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
生活介護・施設入所支援				
短期入所	受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

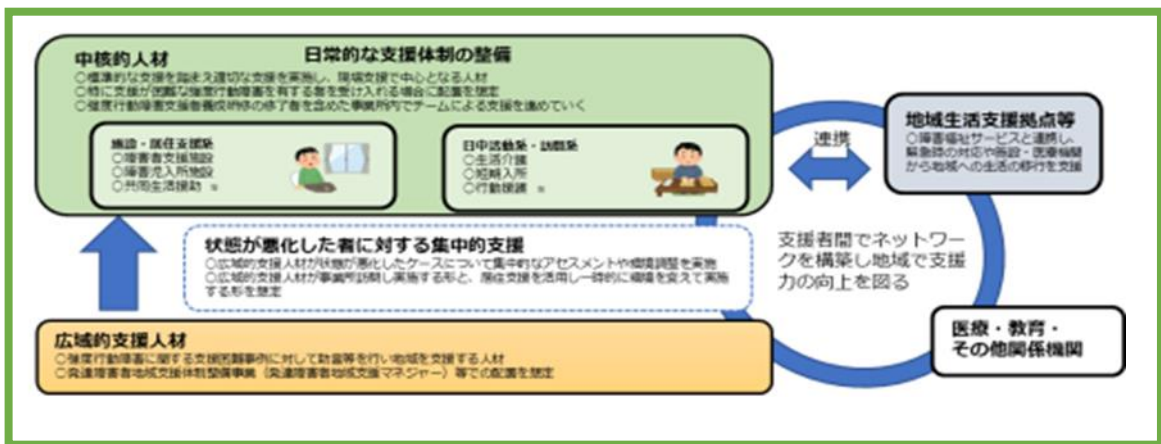
②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

高度な専門性により地域を支援する人材(広域的支援人材)が、事業所等を集中的に訪問等(情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む)し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。

※期間は3か月を限度

【新設】 集中的支援加算

- ・広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000 単位/回(月に4回を限度)
- ・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500 単位/日



以下、報酬改定により加算の新設等がされた項目

①基本報酬の定員区分の見直し

利用定員の変更を行いやすくし、施設からの地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

②地域移行を推進するための取組の推進

すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを運営基準に規定する。

- ・ 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、
 - 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
 - 意向確認のマニュアルを作成すること

を運営基準に規定する。当該規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象とする。

- ・ 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設する。

≪指定障害者支援施設等の一般原則の見直し【新設】≫

- 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

≪地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】≫

- 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化

- 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

≪地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】≫

- 地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。
(令和8年度から減算を実施。)

≪地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】≫ 60単位/日

- 入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

③ 地域移行の実績の評価

障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。

≪地域移行支援体制加算【新設】≫

イ 利用定員が40人以下

- (1) 区分6 15単位/日、(2) 区分5 13単位/日、(3) 区分4 11単位/日、
(4) 区分3 8単位/日、(5) 区分2以下 6単位/日

ロ 利用定員が41人以上50人以下

- (1) 区分6 9単位/日、(2) 区分5 7単位/日、(3) 区分4 6単位/日、
(4) 区分3 5単位/日、(5) 区分2以下 4単位/日

ハ 利用定員が51人以上60人以下

- (1) 区分6 7単位/日、(2) 区分5 6単位/日、(3) 区分4 5単位/日、
(4) 区分3 4単位/日、(5) 区分2以下 3単位/日

ニ 利用定員が61人以上70人以下

- (1) 区分6 5単位/日、(2) 区分5 4単位/日、(3) 区分4 3単位/日、
(4) 区分3 3単位/日、(5) 区分2以下 2単位/日

ホ 利用定員が71人以上80人以下

- (1) 区分6 4単位/日、(2) 区分5 3単位/日、(3) 区分4 3単位/日、
(4) 区分3 2単位/日、(5) 区分2以下 2単位/日

ヘ 利用定員が81人以上

- (1) 区分6 3単位/日、(2) 区分5 3単位/日、(3) 区分4 2単位/日、
(4) 区分3 2単位/日、(5) 区分2以下 2単位/日

※ 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

④夜間看護体制加算の拡充

入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直す。

《夜間看護体制加算の見直し》 60 単位／日

[現 行]

・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、(中略)1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35 単位に看護職員1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた 単位数を加算する。

⑤通院支援に対する評価の創設

医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていることを踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算を創設する。

《通院支援加算【新設】》 17 単位／回

指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

⑥見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

見守り支援機器を導入した上で入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜間職員配置体制加算の要件を緩和する。

《夜勤職員配置体制加算の要件の緩和》

[現 行]

- 前年度の利用者の数の平均値が 21 人以上 40 人以下の場合
夜勤 **2**人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が 41 人以上 60 人以下の場合
夜勤 **3**人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が 61 人以上の場合
夜勤 3 人に、前年度の利用者の数の平均値が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上

[見直し後]

入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 15% 以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、以下のとおり緩和することができる。

- 前年度の利用者の数の平均値が 21 人以上 40 人以下の場合
夜勤 1.9 人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が 41 人以上 60 人以下の場合
夜勤 2.9 人以上
- 前年度の利用者の数の平均値が 61 人以上の場合
夜勤 3 人に、前年度の利用者の数の平均値が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 (加える数を 1 人に限り 0.9 とすることができる。)

共同生活援助(GH)における
令和6年度報酬改定内容について

(1)グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

- グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者に対する支援を実施するため、入居中及び退居後の定着に向けた支援を評価する。
- グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する集中的な支援の実施や、共同生活住居単位で一人暮らし等に向けた支援を実施する仕組みとして、既存の種類の枠内において、一定の期間における集中的な支援を実施する事業所を評価する。

(2)共同生活援助における支援の質の確保

- 共同生活援助等の居住系サービスにおいて、支援の質を確保する観点から、介護保険サービスの運営推進会議を参考としつつ、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組を導入する。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする。

(3)支援の実態に応じた報酬の見直し

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入などサービスの支援内容の実態や収支状況の調査結果を踏まえた見直しを行いつつ、見直す。
- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



・自立生活支援加算(Ⅰ) 1,000 単位／月

※ 居宅における单身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。

・自立生活支援加算(Ⅱ) 500 単位／回

※現行の算定要件と同一（日中サービス支援型のみ）

・自立生活支援加算(Ⅲ)

- (1) 利用期間が3年以内の場合 80 単位／日
- (2) 利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72 単位／日
- (3) 利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56 単位／日
- (4) 利用期間が5年を超える場合 40 単位／日

※ 以下の要件を満たす事業所において、居宅における单身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- ① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。
- ② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。
- ③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福

社士の資格を有するものが7:1以上配置されていること。

- ④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。
- ⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。
- ⑦ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、(自立支援)協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

・退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000 単位/月

以下の要件を満たす場合に退居日の属する月から3月間(引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間)算定可能。

- ① 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ② おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

・ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算 100 単位/月

以下の要件を満たす場合に算定可能。

- ① 自立生活支援加算(Ⅲ)又は退居後(外部サービス利用型)共同生活援助サービス費を算定していること。
- ② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上(うち1名は障害者等)配置していること。
- ③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

支援の質の確保

運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組を義務付ける。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする。

《地域との連携等【新設】》

① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

支援の実態に応じた報酬の見直し

・障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。

・世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

・日中支援加算(Ⅱ)について、介護サービス包括型及び外部サービス利用型においては支援を提供した初日から評価を行うとともに、日中サービス支援型においては廃止する。

・基本報酬の見直し

[現 行]

共同生活援助サービス費(Ⅰ) (世話人の配置4:1以上)

共同生活援助サービス費(Ⅱ) (世話人の配置5:1以上)

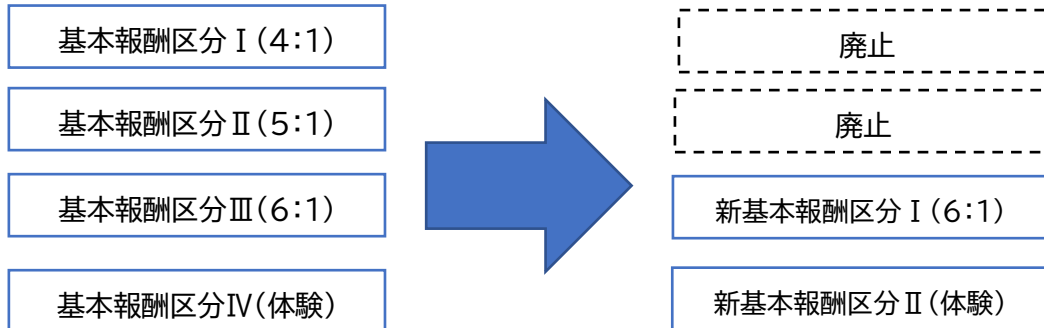
共同生活援助サービス費(Ⅲ) (世話人の配置6:1以上)

共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)

[見直し後]

共同生活援助サービス費(Ⅰ) (世話人の配置6:1以上)

共同生活援助サービス費(Ⅱ) (体験利用)



- ・**人員配置体制加算(Ⅰ)** 区分4以上 83 単位/日 区分3以下 77 単位/日
(特定従業者数換算方法で 12:1 以上の世話人等を加配)
- ・**人員配置体制加算(Ⅱ)** 区分4以上 33 単位/日 区分3以下 31 単位/日
(特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を加配)

基本報酬を算定する際の人員基準(世話人配置 6:1 以上)を計算する際の員数は、従来通り常勤換算方法【1 週間あたりの世話人の勤務時間数を事業所で決めた常勤従業者が勤務すべき時間数(週 32 時間以上 40 時間以下)で割ることによって従業者の員数に換算する方法】を用いる。

人員配置体制加算の人員基準(世話人配置 6:1 に加えて世話人または生活支援員を加配)を計算する際の員数は、特定従業者数換算方法【1 週間あたりの世話人及び生活支援員の勤務時間数を全ての事業所が週 40 時間で割ることによって従業者の員数に換算する方法】を用いる。

自立生活援助における

令和6年度報酬改定内容について

(1)自立生活援助及び地域定着支援の対象者の明確化

障害者の地域移行・地域生活を推進するため、同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、自立生活援助及び地域定着支援のサービスが利用できる対象者を明確化する。

(2)自立生活援助におけるサービス提供体制の推進等

利用者の支援の必要性に応じて、月6回以上の訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、基本報酬を見直す。

併設する相談支援事業所において地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助の人員基準を満たすこととする。

サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、他の日中活動系事業サービスと同様に、配置基準を60:1とする。

自立生活援助の実施主体の要件を、障害福祉サービス以外に居住支援法人等にも拡充する。

(3)基本報酬の見直し

障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

【現 行】

自立生活援助サービス費(Ⅰ)1,558 単位/月(30 人未満)、	1,090 単位/月(30 人以上)
自立生活援助サービス費(Ⅱ)1,166 単位/月(30 人未満)、	817 単位/月(30 人以上)

【見直し後】

自立生活援助サービス費(Ⅰ)1,566 単位/月(30 人未満)、	1,095 単位/月(30 人以上)
自立生活援助サービス費(Ⅱ)1,172 単位/月(30 人未満)、	821 単位/月(30 人以上)

【新 設】

自立生活援助サービス費(Ⅲ) 700 単位/月

* 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定

対象者の明確化

同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

[現行]

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。



[見直し後]

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

自立生活援助におけるサービス提供体制の推進等

併設する事業所において相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務や従業員の員数配置等、人員基準を見直す。

サービス提供の方法を弾力化するとともに、基本報酬を見直す。

≪相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務【新設】≫

自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、地域相談支援に係る事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

≪従業員の員数の見直し≫

[現行]

サービス管理責任者 30:1



【見直し後】

サービス管理責任者

ア 常勤である場合 60:1(他の職務との兼務不可)

イ ア以外の場合 30:1

【新設】集中支援加算 500 単位/月

自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月 6 回以上の訪問による支援を実施した場合に加算

【新設】自立生活援助サービス費(Ⅲ) 700 単位/月

居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月 1 回ずつ以上で算定

実施主体の拡充

多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。